

# 搬送困難事案受入医療機関支援事業実施要綱

平成27年10月5日

保健医療部長決裁

## 1 目的

この事業は、搬送困難事案受入医療機関支援事業を実施する医療機関に対して補助金を交付し、長時間搬送先が決まらない救急患者を受け入れる医療機関を確保することにより、救急搬送困難事案の解消を図り、地域において円滑な救急搬送受入態勢を構築することを目的とする。

## 2 事業の実施主体

県が別に選定した搬送困難事案の受入れに取り組む医療機関とする。

## 3 事業の内容

「埼玉県傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に定める受入医療機関確保基準に基づき、消防機関等からの要請に応じて救急患者を受け入れる。

## 4 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、搬送困難事案受入医療機関支援事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

## 附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。